

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

香美市環境上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水工事事業者の資格の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年:令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	// 2年:令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	// 3年:令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	// 4年:令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	// 5年:令和6年9月29日まで

- 指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ※水道法第25条の2を準用する
- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書
または住民票
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状または技術者証等)

- 指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- 1、指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 2、指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- 3、給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 4、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実績履歴書
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ
香美市環境上下水道課 工務班 担当：公文 0887-53-3110